

本校の校則について

本校では、現行の校則に関して生徒の代表（生徒会役員）と保護者の代表（PTA地区学年委員会等）の意見を聴取する機会を設けている。そこで示された意見と時代の要請や社会常識の変化等を踏まえ、学校側が校則を改定している。

1 校内生活

(1) 登校時刻

ST開始時刻の5分前（8時40分）までに登校する。

(2) 下校時刻

ア 夏季（学年末考査後から2学期中間考査まで）は17時30分

イ 冬季（2学期中間考査後から学年末考査まで）は17時

ウ 部活動下校時刻

(ア) 夏季は18時45分（部活動終了18時30分）

(イ) 冬季は18時15分（部活動終了18時）

(ウ) 定期考査1週間前から考査終了までは部活動を停止する。

エ 定期考査中の下校時刻

16時

(3) 欠席等の事前連絡

欠席・遅刻・早退は、事前に保護者から学習支援クラウドサービス「Classi（クラッシー）」、または電話で連絡してもらう。ただし、定期考査日の欠席・遅刻、感染症に関する連絡は電話でのみとする。また、早退や日課終了以前に校外に出る場合（外出）は、「Classi」での連絡や電話連絡の代わりに「身分証明書」にその理由を記し、担任に提出してもよい。

※ 欠席が1週間以上にわたるときは、その理由書を、病気の場合は医師の診断書等を提出する。

(4) 遅刻・早退の届け出手順

ア 遅刻の場合

(ア) ST中に到着の場合は、直接教室へ入室し、担任の指導を受ける。

(イ) ST終了後に到着の場合は、職員室にて入室許可証に理由等を記入して、学年の先生の確認を受け、教科担任に入室許可証を提出して入室し、次の放課に担任に報告する。

イ 早退の場合

早退者は、担任（または学年の先生）の許可を受けた後に早退し、自宅に到着しだい学校（担任）まで電話で報告する。ただし、保護者が学校まで迎えに来た場合はその限りではない。

(5) 忌引

次の場合は忌引とし、出席にも欠席にも扱われない。ただし、授業については欠課として扱う。

ア 父母が死亡したとき（7日以内）

イ 祖父母、兄弟姉妹が死亡したとき（3日以内）

ウ 曾祖父母、伯叔父母、及び同居家族が死亡したとき（1日以内）

※ 父母の法要は、忌引1日を認める。また、遠隔地の場合は移動日数を加える。

(6) 公欠（通称）

次の各項に該当する場合は「出席扱い」とする。ただし、授業については欠課として扱う。

- ア 対外運動競技やコンクール等への参加が学校により計画・実施されたもの。
- イ 国・地方公共団体及び教育委員会が主催し、校長が承認または推薦した研修等に関するもの。
- ウ 心電図検査、尿検査、血液検査、内科検査、行事前健康診断の結果、早期に精密検査が必要と判断され校長が承認したもの。

(7) スマートフォン等情報端末

個人のスマートフォン等情報端末を学校に持ってきた場合は、電源を切り学校の敷地内では使用しない。ただし、以下の場合を除く。

- ア 授業や部活動等での使用の指示があった場合
 - イ 教員に申し出て使用許可を得た場合
 - ウ 自動販売機の飲み物を購入する場合
 - エ 帰りのS T後以降、マナーやモラルに留意した使用をする場合
 - オ 休日に、マナーやモラルに留意した使用をする場合
- ※ ただし、土曜セミナーや模試日については、全日程終了後とする

(8) 昼食

昼食時間に各ホームルームでとる。

(9) 学校施設・備品を使用する場合

学校の施設・備品を使用する場合は、事前に関係の職員に届け出て、許可を得るとともに、使用後も報告する。

(10) 印刷物の掲示・配布、アンケートや署名活動等を行う場合

事前に担任へ届け出て、生徒指導部の許可を得る。

(11) 所持品の管理

所持品にはすべて記名し、他人のものを無断で借用しない。

(12) 拾得物等の届け出

拾得物、紛失物は速やかに届け出る。

(13) 盗難防止及び貴重品管理

- ア 学校生活に必要なもの及び高価なものを持ち込まない。
- イ 貴重品については、自己管理を徹底する（貴重品袋を活用するなどして、盗難防止に努める）。
- ウ 学校行事や移動教室での授業では、担当生徒が教室を施錠する。
- エ 盗難被害にあったときは、「事件発生報告書」を担任へ届け出る。

(14) 異動の届け出

住所等に異動があった時は、速やかに担任へ届け出る。

(15) 身分証明書

再交付を申請する場合は、「身分証明書再交付願」を担任へ届け出る。

2 登下校

(1) 時間

登校時刻及び下校時刻を守る。

(2) 制服着用

通学には学校指定の制服を着用する。（詳細は「4 服装規定」を参照する。）

※ 令和8年度からは、在校生、新入生ともに、現在の制服、新制服、ドレスコード付きの私服の中から選択することとする。ただし、学校行事等によっては、新旧を問わず、制服の着用を指定する場合がある。また、ドレスコードについては、現在検討中である。

(3) 自転車通学

自転車通学は許可制とし、許可条件・遵守事項を守る。

ア 許可の条件等

- (ア) 交通ルール、交通マナーを守れる生徒であること
- (イ) 自宅から学校までの直線距離が2km以上であること
- (ウ) 自宅から学校まで自転車を利用する生徒であること（途中の駅やバス停から学校までの使用は許可しない）
- (エ) 自転車損害賠償責任保険等へ加入していること
- (オ) ヘルメットを所有していること
- (カ) 雨合羽を所有していること
- (キ) 原則として、毎日自転車で通学する生徒であること

イ 遵守事項

下記の条件を満たす自転車であること

- (ア) 安全が確保されるもの
- (イ) ベルがついているもの
- (ウ) ライトがつくもの
- (エ) ブレーキが前後とも利くもの
- (オ) 鍵がついているもの（2ロックを推奨）
- (カ) 反射材（鏡やシール）がついているもの
- (キ) スタンドがついているもの
- (ク) 防犯登録がしてあるもの

ウ スカートを着用しての自転車の運転に危険を感じる場合は、スカートに替わってズボンを着用してもよい。ただし、以下に留意する。

- (ア) ズボンの上からスカートを重ねて着用しない。
- (イ) 上衣にセーラー服を組み合わせない。
- (ウ) (ア)(イ)を満たしていれば自由服でよい。ただし、通学に適したもの。
- (エ) 学校に到着したら、更衣室にて制服（セーラー服）に着替える。

(4) 交通安全及び運転免許証取得の禁止

ア 交通ルールを遵守し、事故・違反のないように注意する。

イ 交通事故・違反のあった場合は、「交通事故に関する報告書」を担任へ届け出る。

ウ 原付自転車、自動二輪車、自動車の運転免許証の取得は原則として禁止する。

※ やむを得ない理由等で取得を希望する場合は、担任を通じて生徒指導部へ届け出て、校長の許可を得る。

エ 電動キックボードは使用しない。

(5) 交通途絶の場合

ア 登校に当たっては、安全に十分配慮する。

イ 交通困難で欠席する場合は、その旨を担任へ連絡する。

(6) 「暴風警報」発表時の登校及び授業

名古屋地方気象台が、豊田市西部に「暴風警報」を発表した場合

ア 登校前

- (ア) 始業時刻（8時45分）2時間前までに解除されたときは、平常どおり授業を実施する。
- (イ) 始業時刻2時間前から午前11時までに解除されたときは、解除後、2時間を経てから授業を開始する。
- (ウ) 午前11時以降、警報が継続しているときは、当日の授業を実施せず自宅学習とする。
- (エ) 上記（ア）・（イ）の場合、道路の冠水、河川の増水等により登校が危険なときや、交通機関の途絶により登校が困難なときは本校（担任）へ連絡し、登校を見合わせる。
- (オ) 各自の住居所在市町村に「暴風警報」が発表されている場合も上記に準ずる。

イ 登校途中

登校の途中で警報の発表を知ったときは、安全に配慮して直ちに帰宅する。

ウ 在校中

学校からの指示を受け行動する。

エ 休日及び長期休業中

登校してはいけない。

(7) 「特別警報」発表時の登校及び避難

名古屋地方気象台が、愛知県に「特別警報」を発表した場合

ア 登校前

警報が発表された日は、解除にかかわらず休校とする。

イ 登校途中

登校の途中で警報の発表を知ったときは、安全に配慮して直ちに帰宅する。ただし、登校した生徒は学校からの指示を受け行動する。

ウ 在校中

学校からの指示を受け行動する。

エ 休日および長期休業中

登校してはいけない。

(8) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応等

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

原則として通常どおりの日程で授業を行う。校外活動については、発表後に出発する場合は一時見合わせ、既に校外で活動中の場合は、いつでも帰校できるよう準備する。

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

原則として通常どおりの日程で授業が行われ、授業終了後に速やかな帰宅となる。校外活動については、発表後に出発する場合は延期（中止）、既に校外で活動中の場合は、速やかに帰校する。

ウ 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）の場合

通常どおりの日程で授業及び校外活動を行う。

3 校外生活

(1) 生活

ア 責任ある行動に留意し、問題行動（飲酒・喫煙・薬物乱用・万引き・深夜徘徊・無断外泊・交通非行・危険個所への立入り等）がないようにする。

※ 午後11時以降の青少年（18歳未満の者）の外出は、「愛知県青少年保護育成条例」で禁止されており、補導の対象となる。

イ 情報モラルを向上させ、個人情報の流出・漏洩によるプライバシーの侵害、他人に対する誹謗・中傷、差別的内容の書き込み、画像等の安易な掲載等による人権侵害などがないよう、情報端末の適正利用を心がける。また、SNSによる事件等に巻き込まれないように留意する。

ウ 公共の場におけるモラル・マナーの向上に努める。

エ 振り込め詐欺など、悪質な詐欺事件に巻き込まれないように留意する。

(2) 交通安全

ア 交通ルールを遵守し、事故・違反のないように注意する。

イ 交通事故・違反のあったときは、「交通事故に関する報告書」を担任へ届け出る。

ウ 自転車乗車時はヘルメットの着用に努める。

エ 原付自転車、自動二輪車、自動車の運転免許証の取得は原則として禁止する。

オ 愛知県内の高等学校で実施している『四ない運動』（「バイク・車の免許を取らない」「バイク・車を買わない」「バイク・車に乗らない」「バイク・車に乗せてもらわない」）を遵守する。

(3) アルバイト

ア 原則として禁止する。

イ やむを得ない理由等で実施を希望する場合は、その実態について事前に保護者及び担任と相談し、「アルバイト許可願」にて担任を通じて生徒指導部へ届け出て、校長の許可を得る。

(4) 特別指導

次のような行為があれば、特別指導（校長訓戒や家庭謹慎等）の対象になる。また、内容によっては、学校教育法施行規則第26条に基づく退学等の懲戒が行われることもある。

ア 違法行為・重大な校則違反・倫理的に許されない行為 窃盗・器物損壊・恐喝・暴力・暴言・ネット上での誹謗中傷、肖像権の侵害・いじめ・飲酒・喫煙・薬物乱用・不健全娯楽・無免許運転・無断運転免許取得・無断アルバイト・考査での不正行為（答案返却後の改ざんも含む）・悪質な怠学・授業妨害・指導拒否・問題行動の繰り返しなど

イ その他学校の秩序を乱すなど、生徒としての本分に反する行為

(5) 「学校学生生徒旅客運賃割引証」（学割）が必要な場合

以下の書類を担任へ届け出る。

ア 「学校学生生徒旅客運賃割引証交付願」（学割交付願）

ただし、必要日の3日前（土日・学校閉庁日を除く）までに届け出ること。

イ 「保護者同意書」

ただし、成年年齢（18歳）に達している生徒や保護者が同行する場合は不要。

(6) 外国旅行をする場合

以下の書類を担任へ届け出る。

ア 「旅程の概要」（任意の様式）

出発日時、航空便名、コース、宿泊場所、帰着日時が記載されたもの。

イ 海外派遣事業などにおいては、派遣団体の性格を説明する書類（団体責任者、引率責任者の役職・氏名を含む）

ウ 「保護者同意書」

ただし、保護者が同行する場合は不要。

(7) ラーケーションの日を取得する場合

ア 「ラーケーションの日取得申請書」を原則1週間前までに担任へ届け出る。

イ ラーケーションを取ることができない日として学校が指定した日以外で、年間3日まで取得できる。

ウ 取得日は欠席にはならないが、授業については欠課として扱う。

エ 取得日に実施した授業に対する補充等を学校では行わない。

4 服装規定

日頃より、社会通念に照らして自らの身だしなみを考え、整える。

(1) 制服（学校指定のものを着用）

ア 男子

(ア) 冬制服

a 上着は黒色詰襟「標準学生服」とし、学校の許可を得たもの（マーク転写）を着用する。

b ボタンは学校指定のものを用いる。

c 襟はラウンドタイプとし、左前の位置に校章（バッジ）をつける。

d ズボンは、1タックまでの「標準学生服」を着用し、裾はシングルとする。また、装飾のない黒色または茶色のベルトをする。

e 上着及びズボンの所定の位置にマーク（転写）をつける。

(イ) 夏制服

a 上衣は学校指定の白色半袖の開襟シャツを着用する。

b 上衣は左袖の位置にマーク（刺繍）が付けてある。

c ズボンの規定は冬制服と同様（生地のみ夏素材可）とする。

(ウ) その他

学校指定品以外として、白色無地の長袖カッターシャツ（ワイシャツ）を着用してもよい。

イ 女子

(ア) 冬制服

a 上着は学校指定のセーラー服を着用する。

b リボンは学校指定のものを蝶結びにして用いる。

c 儀式（入学式・卒業式）の時以外は、襟カバーをつける。

d 左胸の位置に校章（バッジ）をつける。

e スカート

(a) ひだの数は24～28とする。

(b) 丈は完全に膝がかくれる長さを基準とする。

f 上着及びスカートの所定の位置にマーク（転写）をつける。

(イ) 夏制服

- a 上衣は学校指定の白地の半袖、または長袖のセーラー服（襟カバーはなし）を着用する。
- b 上衣は左袖の位置にマーク（刺繍）がつけてある。
- c スカートの規定は冬制服と同様（生地のみ透けにくいポプリン等）とする。

ウ 更衣の時期

特に設けない。各自の健康状態や寒暖に合わせて判断する。

エ 暑熱環境下の臨時措置

(ア) 期間

5月から10月（状況に応じて変更あり）

(イ) 服装

- a 上衣はポロシャツ（本校指定品はない）を着用してもよい。
- b 下衣は本校指定のハーフパンツ（体操服としての必須購入品）を着用してもよい。

(ウ) ポロシャツの種類についての規定

- a 半袖。
- b 無地単色の白色または紺色。
- c ワンポイントまでよい。
- d ボタンダウン仕様でもよい。
- e フルオープンでない。

(エ) ポロシャツの着方についての規定

- a タックアウト（シャツ出し）でもよい。
- b 制服のズボンやスカートと組み合わせてもよい。
- c 本校指定のハーフパンツ（体操服）と組み合わせてもよい。
- d ポロシャツの内側に長袖シャツは着用しない。
（日焼け対策はアームカバーを使用し、校舎内では外す）
- e 体育の授業では着用しない。（衛生面）
- f 着用許可期間外においても、予想最高気温が30℃を超える真夏日では、家庭の判断にて着用してもよい。

(2) 頭髪

- ア 長さについての規定は、特に設けない。品位と清潔を保てるよう、自ら整える。
- イ 髪を束ねる場合は、ゴム（黒・紺・茶）、またはピン（黒）を使用する。
- ウ パーマ・カール・染色など特殊な技巧（上部と側面の極端な差や左右非対称など）はしない。

(3) その他の服装・所持品等

ア 靴下

靴下は白、黒、紺、グレーの単色とし、ワンポイント程度のものを着用する。

イ 履物類

- (ア) 通学靴は運動靴、または黒か茶の短革靴とする。雨天時は雨靴を使用してもよい。
- (イ) 校内上履は学校指定（学年色）のスリッパを用いる。

ウ カバン

通学に適したものとする。

エ 帽子

熱中症対策及び防寒対策として、登下校時に帽子を着用してもよい。

オ その他

- (ア) カラーレンズの眼鏡・コンタクトは使用しない。
- (イ) ピアスの穴をあけたり、装着したりしない。
- (ウ) つめをのぼしたり、加工・マニキュアをしたりしない。
- (エ) 化粧をしない。
- (オ) 指輪や腕輪などの装飾品をつけない。

(4) 異装

やむを得ない理由で異装を希望する場合は、「異装許可願（身分証明書使用）」を担任に届け出る。

5 防寒着・防寒具

(1) 着用期間

特に設けない（各自の健康状態や気温に応じて判断する）。

(2) 防寒着・防寒具の種類及び着用規定

ア 防寒着の種類についての規定は、特に設けない。登下校に適したものとする。ただし、冬服（セーラー服の場合は、冬服＋指定カーディガン）の上から着用すると。着用についての規定は、校舎内では着用しないこととするが、体調不良時など、インナーウェアでの防寒対策を講じても寒い場合は、担任の許可を得ることで、校舎内においても冬服の上から防寒着を着用できる。ただし、考査時は着用しない。

イ 指定カーディガン（黒・紺）

左袖の位置に本校指定のエンブレムが付いているもので、セーラー服の上から着用する。原則、制服と同様の扱いとするが、入学式、卒業式では着用しない。

ウ 指定セーター（黒）

左袖の位置に本校指定のエンブレムが付いているもので、カッターシャツの上から着用する。原則、制服と同様の扱いとするが、入学式、卒業式では冬服を着用する。

エ 手袋・マフラー・ネックウォーマー

登下校に適したものとする。ただし、校舎内では着用しない。

オ ストッキング・タイツ

(ア) ベージュ色のストッキング及び黒色のタイツを着用してもよい。ただし、単色無地の製品に限る。

(イ) 黒色のタイツを着用する場合は、靴下を着用しなくてもよい。

カ ひざ掛け

ひざ掛けの種類についての規定は、特に設けない。授業を受けるに適したものとする。ただし、考査時は使用しない。

(3) 防寒着・防寒具の収納

たたんでロッカーの中へ入れるか、整理整頓してロッカーの上に置く。

(4) その他

ア 別途指示した場合には正装とし、カーディガン、セーター、黒色のタイツを着用しない。

イ 夏季において、エアコン使用時の寒さ対策として、夏服の上から防寒着を着用してもよい。

ただし、本校指定のジャージ（自由購入品）以外を着用する場合は、担任の許可を得る。

校則の見直しの手続きについて

- 1 生徒会は、校則の変更（追加、改正又は廃止）について、生徒議会の審議を経て、承認を得た後、校長に対し、校則の変更を求めることができる。
- 2 生徒指導主事は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は、校則の変更が必要と判断したときは、P T A生徒指導委員等から意見を聴取し、生徒指導部会を経て、運営委員会でその内容を諮り、議論する。
- 3 校長は、P T A生徒指導委員等からの意見や運営委員会での議論、本校のスクールポリシーを踏まえ、校則の変更について決定する。

令和7年7月一部改訂